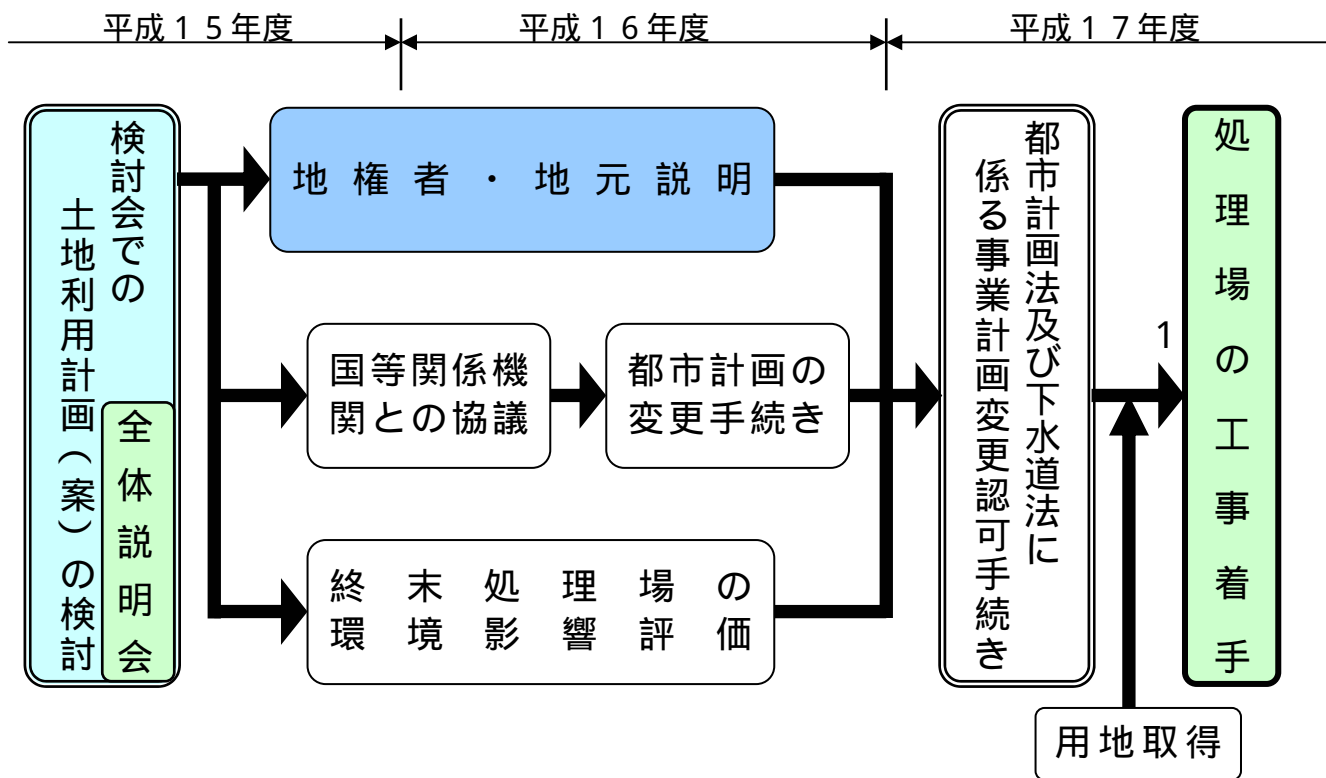


## 今後の進め方について

### (1)江戸川第一終末処理場（処理場施設ゾーン、水・緑の拠点ゾーン）



1) 用地取得や工事にあたっては、地権者や地元に対し、適切な方法で事前説明を行うこととなる。

### (2)地権者土地活用ゾーン

「市川市本行徳東浜地区・土地活用ゾーンまちづくり研究会(仮称)」(右のとおり)を設置し、望ましい土地利用及び整備手法を研究する中で土地活用したいとする地権者の方々のご理解を得て実現化を図っていきたくと考えています。

### (3)地域コミュニティゾーン

地域コミュニティゾーンは、小中学校などの教育施設や福祉関連施設を想定しておりますが、今後、周辺自治会の皆様や市民の皆様との意見交換を重ねていきたくと考えています。

#### [意見交換の方法例]

- ・ 広報による意見募集
- ・ ホームページによる意見募集
- ・ 周辺自治会との意見交換
- ・ 行徳臨海部まちづくり懇談会

## 「市川市本行徳東浜地区・土地活用ゾーン まちづくり研究会(仮称)」の設置について(案)

### 1 研究会設置の主旨

「地権者土地活用ゾーン」において、望ましい土地利用を実現するためには、土地活用を希望する地権者の方々のご理解とご協力が重要となります。そこで土地活用ゾーンの整備に係る知識を深めていただくため「市川市本行徳東浜地区・土地活用ゾーンまちづくり研究会(仮称)」を設置することとします。

### 2 研究会の目的と研究内容

#### (1) 研究会の目的

江戸川第一終末処理場計画地内の「地権者土地活用ゾーン」ァブロック、ィブロックの望ましい土地利用及び整備手法について、研究することを目的とします。

#### (2) 研究内容

- 検討会で提案した各整備手法等の研究
- 望ましい土地利用の研究(事例研究)
- 事業手法選定等実現化のための方策研究

### 3 研究会の組織

対象地区が2地区に分かれていることから、研究会とその下部組織としてァブロック部会、ィブロック部会を設けます。

### 4 構成員

構成員は次の者として。

- (1) 土地活用ゾーンの地権者
- (2) 土地活用ゾーン以外の地権者で研究会に参加を希望する者
- (3) 千葉県及び市川市

なお、(2)の地権者については、文書にて、どちらの部会に参加するかを含め希望を募ります。

### 5 アドバイザー等

まちづくりに精通している専門技術スタッフに、研究会に必要なアドバイスを受けながら研究を進めます。

### 6 事務局

千葉県都市部下水道計画課及び市川市建設局都市政策室で担当します。